

2005年度
民事訴訟法講義-2
8b

関西大学法学部教授
栗田 隆

秋学期-第8b回

1. 判決とその言渡し（250条 - 260条）
2. 訴訟費用（61条 - 74条）
3. 決定とその効力（119条・122条）

判決の発効（250条） - 自己拘束力

- 判決は、言渡しにより効力を生ずる（判決として成立する）。
- 一旦言い渡した判決は、判決確定前でも撤回できないのが原則である（不可撤回性の原則・自己拘束力）。但し、256条・257条で例外が定められている。
- 既判力や執行力といった内容的効力は、判決が確定して始めて生ずるのが原則である。

判決言渡（251条・252条）

- 判決は、口頭弁論終結後2月以内に言い渡さなければならない。但し特別の事情がある場合は、この限りでない（251条。訓示規定である）。
- 判決の言渡しの前に判決書を作成し、判決書原本に基づいて判決を言い渡す。
- 実質的な争いのない事件については、判決書の原本に基づかずに判決を言い渡すことができ（254条）、この場合には裁判長が主文及び理由の要旨を告げてする（規155条3項）。

判決言渡し期日

- 言渡しは、期日を指定して、その期日に言い渡す。
- 第1回口頭弁論期日に弁論を終結すると共に、その日を判決言渡し期日に指定し、当事者に告知し、直ちに判決を言い渡すこともできる。

判決書（253条）

- 「判決」という見出し
- 当事者・法定代理人（名称・住所）（5号）
- 主文（1号）
- 事実及び理由（2号・3号）
- 口頭弁論終結の日（4号） 裁判所（6号） 官
署としての裁判所名・部・裁判官の署名・押印
（規157条1項）。

調書判決（254条）

- 次の場合には、被告が控訴を提起する見込みは極めて少ないので、原告の請求を認容するときは、判決書の原本に基づかずにすることができる（254条。実例：大阪地裁平成12年9月14日判決）。

訴訟費用（61条 - 74条）

- 敗訴者負担の原則
- 裁判所は、負担割合を定める
- 具体的な金額は、裁判所書記官が定める

決定とその効力（119条・122条）

- さまざま例外があるが、告知により効力が生ずるのが原則である